

1 障害者の施設支援について

(1) 施設訓練等支援費について

平成18年4月からの利用者負担等の導入及び平成18年10月からの新たな事業体系への円滑な移行を図るため、現行の支援費対象施設の報酬体系を見直すこととしている。

報酬単価の設定に当たっては、最近の物価水準の動向や経済情勢を踏まえ、全体で△1.3%の報酬改定を行うとともに、日々の利用実績に応じて報酬が支払われる「利用実績払い（日払い方式）」に転換することとしている（詳しくは別添参照）。

なお、△1.3%の報酬改定を行うにあたっては、食費・光熱水費及び日用品費（指定内部更生施設、指定知的障害者更生施設及び指定知的障害者授産施設に限る。）を対象外とした上で算定していることである。

(2) 知的障害者入所施設の医療費の取扱いについて

今般の制度改正においては、食費の実費負担の導入と併せ、医療費の給付についても身体障害者、精神障害者の施設入所者や在宅で生活する障害者の方々との均衡を考慮して、自治体に対して行ってきた知的障害者の入所施設の利用者に対する医療費の自己負担にかかる公費負担について、平成18年4月から廃止することとしたのでご留意願いたい。

(3) 進行性筋萎縮症者療養等給付事業の見直しについて

進行性筋萎縮症者療養等給付事業については、18年度予算（案）において、半年実施分として1,731百万円を計上している。（17年度予算においては、満年度で3,066百万円）

本事業は、平成18年4月から9月までの間、改正後の身体障害者福祉法第18条第4項に基づき、市町村が対象者を国立高度専門医療センター及び独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関に措置委託する形式（入院のみ対象）となる。

この改正により、

- ①国・都道府県の補助は義務負担化（国、都道府県、市町村の実質負担割合は変更ない）
- ②利用者負担額については、旧障害者施設訓練等支援費の徴収金額表と基本的に同様の扱い（※）

③日用品費、期末一時扶助費及び葬祭費については、給付の対象外となる。

なお、平成18年10月以降は、障害者自立支援法による「療養介護」制度に移行し、本事業は廃止となる。

そのため、障害程度区分に基づく支給決定、利用契約の締結等新制度に移行するために必要な手続き等の周知を進められたい。

※1 平成17年度利用者負担額表を基に新たに上限負担額を設定する。

また、利用者負担能力の認定見直しを4月に行うことになるため、事務の簡素化の観点から、平成18年7月の見直しは行わなくてもよいこととする。

※2 支給決定等の実施主体については、障害者自立支援法に準じた運用とする。

具体的には、平成18年4月1日時点で既に入院している場合については、現に給付を行っている市町村が引き続き支給決定及び費用支弁を行い、新たに平成18年4月1日以降に入院する場合にあっては、入院する前の居住地市町村が支給決定及び費用支弁を行う。

2 障害者の就労支援について

就労は、障害者が地域で自立した生活を送るうえで大変重要である。

本年4月から施行される障害者自立支援法においては、障害者の就労支援を一つの柱としており、福祉サイドからの就労支援を充実強化するため、

- ①就労を希望する障害者に対し、就労に必要な知識及び能力の向上等のため、必要な訓練等を行う「就労移行支援」や、
- ②一般の事業所で雇用されることが困難な障害者に対し、就労の機会等を提供する「就労継続支援」等の事業を創設したところである。

さらに、福祉分野と雇用・教育分野との連携を強化し、障害者がその適性に応じて、より力を発揮して働ける社会を目指すこととしたところであり、平成18年度においては、これらの事業の推進を図るとともに、次の事項についてご留意いただきたい。

(1) 障害者就業・生活支援センター事業について

本事業は、18年度予算（案）において、新規増分として20か所を計上し、全国110か所で実施できることとしたところであるので、新規に事業を実施する都道府県にあたっては、労働部局と協議の上、推薦していただきたい。

なお、本事業のうち生活支援等事業については、平成18年4月から地域生活推進事業、10月から地域生活支援事業として統合補助金化されること、及びいわゆる大都市特例が廃止され、都道府県事業となることから、都道府県におかれては、新規分の事業費はもとより、指定都市等における既存分の事業費についても、特段のご配慮をお願いしたい。

(2) 障害者自立支援法の施行に伴う福祉工場等の今後の取り扱いについて

①小規模通所授産施設、福祉工場への支援

これらの事業については、経過措置対象事業として、平成18年10月から平成23年度までの間に自立支援法に基づく事業へ移行していただくことになる。

なお、平成18年度予算（案）におけるこれらの事業の運営費については、支援費施設における利用者負担及び食費の実費負担の導入等を勘案し、全体で5%の縮減とされたところであり、これを踏まえた所要の見直しを行うこととしている。

② 社会事業授産施設への支援

本事業は、昭和50年7月28日付け社生第52号「授産施設に対する施設事務費補助の特別措置について」に基づき、生活保護法及び社会福祉法に基づく授産施設を利用している身体障害者及び知的障害者に係る施設事務費を補助していたところであるが、平成18年10月以降においては、指定サービス事業者の他、当該施設における障害者以外の者の利用状況によっては基準該当事業所として、障害者自立支援法に基づく事業を実施することができるのでご留意いただきたい。

なお、本事業においては経過措置を設けていないことから、平成18年10月から事業を開始できるよう、円滑な移行に努められたい。

③ 地域生活推進事業、地域生活支援事業へ位置づけられる事業について

次の事業は、平成18年4月から9月までは地域生活推進事業、平成18年10月からは地域生活支援事業へ位置づけられることになることから、事業費の確保について特段のご配慮をお願いしたい。

ア 市町村事業

- ・ 重度障害者在宅就労促進特別事業(バーチャル工房支援事業)
平成17年4月1日付け障発第0401004号 「重度障害者在宅就労促進特別事業の実施について」に基づく事業
- ・ 知的障害者職親委託制度
昭和35年6月17日付け社発第384号 「知的障害者職親委託制度の運営について」に基づく事業

イ 都道府県事業

- ・ 重度障害者在宅就労促進特別事業(バーチャル工房支援事業)
平成17年4月1日付け障発第0401004号 「重度障害者在宅就労促進特別事業の実施について」に基づく事業
- ・ 施設外授産の活用による就職促進事業
平成13年11月7日付け障発第485号 「施設外授産の活用による就職促進事業の実施について」に基づく事業

(3) 小規模作業所への支援について

小規模作業所においては、地域の障害者の働く場、創作活動の場、社会参加の場として、重要な役割を果たしていることから、貴都道府県におかれては、「就労移行支援」や「就労継続支援」の事業のほか「地域活動支援センター」等の法定事業への移行を積極的に推進していただきたい。

なお、「地域活動支援センター」においては、小規模作業所の運営実績等一定の要件を満たす場合に機能強化事業費として国庫補助を行うこととしており、これに伴い民間団体への補助という形で行ってきた小規模作業所に対する運営費補助は、平成17年度で廃止することとしたのでご留意願いたい。

(4) 地方自治体が随意契約をすることができる範囲に授産施設が追加された件について

地方自治法施行令が平成16年11月に改正され、地方公共団体等が随意契約をすることができる範囲に授産施設等から物品等を調達する契約をする場合が追加されたところであり、厚生労働省としても、同月「地方自治法施行令等の改正に伴う留意事項について」を通知し、官公需の促進について積極的な取り組みをお願いしているところである。

なお、先般、各都道府県に対し、都道府県内の授産施設等が生産している授産品目等に関する一覧表の作成をお願いしたところであるが、本表は、現在最終的な整理を行っており、完成したものは、各都道府県はもとより、内閣府等を通じて国の出先機関に対しても配布することとしており、本表を活用した官公需の促進も含め、引き続き特段のご配慮をお願いする。

(5) 福祉分野と雇用分野・教育分野との連携について

障害者の就労支援を推進するにあたり、福祉分野と雇用・教育分野との連携は非常に重要である。このため、昨年12月、本省内に、厚生労働事務次官を本部長とする「障害者自立支援推進本部」が設置され、特に障害福祉サービスと障害者雇用施策の連携推進に取り組むため、本部幹事会に「連携推進チーム」が設置されたところである。

本チームは、厚生労働省内の連携推進のみならず、教育分野とも積極的に連携を図るための検討を精力的に行っているところであり、都道府県においても障害者施策に関する関係部局間のさらなる連携について強化していただきたい。

3 発達障害者の支援について

(1) 発達障害者支援体制整備事業

発達障害については、できるかぎり早期に発見し、適切な発達支援を行うことが特に重要であることから、発達障害者の乳幼児期から成人期までの各ライフステージに対応する一貫した支援体制の構築は喫緊の課題である。

このような課題に取り組むため、平成17年度より、発達障害者支援体制整備事業として、「都道府県等支援体制整備事業」（以下「都道府県事業」という。）、「圏域支援体制整備事業」（以下「圏域事業」という。）、「発達・相談支援等モデル事業」を実施しているところである。

発達障害者支援体制整備事業のねらいは、圏域事業により、地域における発達障害者への一貫した支援をモデル的に実践し、その成果を都道府県事業で設置する検討委員会において検証しながら望ましい支援体制の在り方を検討し、他の圏域に波及させていくことである。このため、都道府県事業と圏域事業を併せて実施することにより、より効果的な事業展開が期待されることから、特に今年度未実施の都道府県・指定都市においては、事業の積極的な取り組みをお願いしたい。（圏域事業については、圏域で実施することを基本としているが、一つの市町村で実施することも可能であるので念のため申し添える。）

なお、本事業は文部科学省の実施する「特別支援教育体制推進事業」と協働して実施することとしているので、都道府県や圏域等においても、実施に当たっては教育委員会と一体的な取り組みをお願いしたい。

(2) 発達障害者支援センター運営事業

発達障害者支援センター（以下「センター」という。）は、在宅の発達障害者及び家族等に対し、発達障害に関する専門的な相談支援等を行うとともに、医療・保健・福祉・教育・雇用などの分野にわたる総合的な支援を行う発達障害者支援体制の中核的な機関である。

このため、障害者自立支援法における相談支援体制の在り方としては、発達障害を含め、全ての障害に対応する一般的な相談支援は、最も身近な地域である市町村に一元化して実施することとし、発達障害者支援センター運営事業（以下「センター運営事業」という。）については、都道府県が行う専門的・広域的な相談支援事業として位置づけることとしたところである。

従って、発達障害者に対する第一義的な相談支援を市町村において適切に行うことができるよう、センターにおいては、市町村職員等に対する研修及び普及啓発を積極的に実施し、市町村の相談支援機能の強化に努め、センターが専門的・中核的な機能を最大限発揮できるような体制づくりに努められたい。

また、センター運営事業については、「子ども・子育て応援プラン」に基づき、平成19年度までに全都道府県・指定都市に計画的に整備することとしているので、未実施の都道府県・指定都市においては、事業実施について具体的に検討されたい。

なお、今後、新たにセンターを設置するに当たっては、都道府県等内における発達障害者支援体制全体の中でセンターに期待される役割、設置する地域、指定法人等について十分な検討を行い、センターが都道府県域全体を範囲とする中核的な専門機関としての機能を発揮できるような整備計画をたてられたい。

4 障害者の生活支援について

(1) 相談支援体制の整備について

① 相談支援事業の再編

相談支援事業については、市町村と都道府県に実施主体が分かれている状況を改め、平成18年10月より、障害種別にかかわらず、最も身近な地域において相談支援を受けられるよう、実施主体を市町村に一元化（※1）することとしているので、市町村の相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、今後も都道府県による積極的な支援をお願いしたい。

なお、市町村における相談支援事業の機能を強化するため、地域生活支援事業において、新たに「市町村相談支援機能強化事業（※2）」及び「都道府県相談支援体制整備事業（※3）」を設けたところであるので、市町村及び都道府県においては、「地域自立支援協議会（※4）」や「都道府県自立支援協議会（※5）」の適切な運営を図るとともに、これらの事業の積極的な活用により、地域における相談支援体制の整備に努められたい。

(※1) 障害者相談支援事業

地域の障害者等（身体障害者、知的障害者、精神障害者、障害児）の福祉に関する各般の問題につき、障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等を行う。

具体的な事業内容としては、福祉サービスの利用援助、社会資源を活用するための支援、社会生活力を高めるための支援、ピアカウンセリング、権利の擁護のために必要な援助、専門機関の紹介、地域自立支援協議会の運営等が挙げられる。

(※2) 市町村相談支援機能強化事業

市町村の相談支援事業の機能を強化するため、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を市町村等に配置し、専門的な相談支援等を要する困難ケース等への対応や、地域自立支援協議会を構成する相談支援事業者等に対する専門的な指導、助言等を行う。

(※3) 都道府県相談支援体制整備事業

都道府県に、相談支援に関する広域的支援を行うアドバイザーを配置し、地域のネットワーク構築に向けた指導・調整、地域では対応困難な事例に係る助言、地域における専門的支援システムの立ち上げ援助、広域的課題や複数圏域にまたがる課題の解決に向けた体制整備への支援等を行う。

(※4) 地域自立支援協議会

市町村が、相談支援事業をはじめとするシステムづくりに関し、中核的役割を果たす協議の場として設置するものであり、福祉サービス利用に係る相談支援事業の中立・公平性の確保、困難事例への対応のあり方に関する協議・調整、地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議等を行う。

(※5) 都道府県自立支援協議会

都道府県全体でのシステムづくりに関する主導的役割を担う協議の場として設置するものであり、地域のネットワーク構築に向けた指導・調整、地域では対応困難な事例に係る助言、地域における専門的支援システムの立ち上げ援助等を行う。

注：上記事業のうち、「市町村相談支援機能強化事業」及び「都道府県相談支援体制整備事業」は、地域生活支援事業として国庫補助の対象となる事業である。その他の事業については、地方交付税により措置予定である。

② 障害者自立支援法の施行に伴う既存事業の取り扱い

ア 障害者地域生活推進特別モデル事業

障害者地域生活推進特別モデル事業においては、相談支援事業所が存在していないところの立ち上げ支援や、3障害共通の相談窓口を設置するなど、新制度への移行を念頭に置いた取り組みを行うことが可能であるので、本事業の活用により、平成18年10月以降、市町村における相談支援事業が円滑に実施されるよう相談支援体制の整備に努められたい。なお、本事業は、平成18年4月から9月まで「障害者地域生活推進事業」として実施することとしている。

イ 知的障害者生活支援事業（生活支援ワーカー）

知的障害者生活支援事業（生活支援ワーカー）については、上記相談支援事業の再編に伴い廃止することとしているが、今後は再編後の障害者相談支援事業の他、「市町村相談支援機能強化事業」及び「都道府県相談支援体制整備事業」における専門的職員やアドバイザー、障害者就業・生活支援センター等、地域の実情に応じて活用されたい。

（２）障害者自立支援法の施行等に伴う福祉ホーム運営事業等の今後の取り扱いについて

①障害者自立支援法の施行に伴う既存事業の取り扱い

ア 福祉ホーム運営事業

福祉ホームについては、これまで身体障害、知的障害、精神障害の障害種別毎に、地方公共団体又は社会福祉法人等が実施主体となり実施してきたところであるが、平成18年10月以降は、障害種別にかかわらず、市町村又は都道府県の地域生活支援事業として実施することとなる。

イ 訪問入浴サービス事業及び身体障害者自立支援事業

訪問入浴サービス事業及び身体障害者自立支援事業については、平成18年度より「障害者地域生活推進事業」（平成18年4月～9月）及び「地域生活支援事業」（平成18年10月～）として行うこととしている。

ただし、身体障害者自立支援事業については、本事業により提供されるサービス内容が、障害者自立支援法に基づく居宅介護と類似しているため、将来的に国庫補助の対象から除外する予定であるので、現在、本事業を実施している市町村においては、入居者への説明を十分に行い理解を得たうえで、個々の利用者の状況に応じて、居宅介護等のサービス活用方策について検討されたい。

ウ 在宅知的障害者巡回相談事業及び知的障害者療育手帳交付事業

在宅知的障害者巡回相談事業及び知的障害者療育手帳交付事業については、一般財源において実施することとなるので、都道府県及び指定都市においては、今後とも引き続き適切な事業の実施を図られたい。

②訪問診査費

訪問診査費については、昭和46年度に創設され、市町村の事務として同化・定着している事業であることから、平成18年度の三位一体改革により、税源移譲を実施することとしたところである。市町村においては、今後とも引き続き適切な事業の実施を図られたい。

(3) 知的障害者等の公営住宅への単身入居について

公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）の一部が改正され、知的障害者、精神障害者についても、公営住宅への単身入居が可能となったところである。（平成18年2月1日施行）

知的障害者等の入居申込者が、単身入居の資格を有する者であることの証明は、都道府県福祉主管（部）課長が行うこととなるので、都道府県福祉主管（部）課におかれては、入居の申し込みがあった際には、単身入居の入居者資格の認定が円滑に行われるよう、証明にかかる事務手続きを速やかに行われたい。なお、申込者の負担を軽減する観点から、都道府県福祉主管（部）課長の証明に代えて、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の提示又はその写しの提出等によることも可能であるので、療育手帳等所持者に対しては、その旨の周知徹底を図られたい。

また、公営住宅の事業主体が、入居申込者が単身入居有資格者から除外される者（身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者）に該当するか否かの判断をする際に、市町村に意見を求めることができることとなっているので、事業主体より意見を求められた市町村は、単身入居の入居者資格の認定が円滑に行われるよう、速やかに事業主体に回答するよう努められたい。

なお、知的障害者等の公営住宅における単身生活の安定を図るためには、常時の相談対応や緊急時における医療機関等への連絡等、地域の居住支援体制の確保が重要であるので、市町村においては、「住宅入居等支援事業（居住サポート事業）」の実施等により、地域の居住支援体制の整備に努められたい。

(4) 知的障害者に対するサービス利用の支援について

①成年後見制度利用支援事業

障害福祉サービスの利用にあたっては、利用者が事業者を選択し、本人の意思に基づく利用契約が行えるよう、必要な支援を行っていくことが重要である。

このため、都道府県、市町村においては、本人の意思により契約を締結できるよう、地域福祉権利擁護事業（社会・援護局所管）について一層の普及をお願いするとともに、判断能力が不十分な知的障害者が成年後見制度を活用できるよう、文章にはふりがなを振り、わかりやすい表記をしたパンフレットの配布や少人数を対象とした説明会の開催等、知的障害者に配慮した取り組みを行うとともに、関係機関、障害者団体等に対し制度の周知を図りたい。

なお、国においては、成年後見制度の利用による支援の充実を図るため、知的障害者が市町村長の申し立てにより成年後見制度を利用する場合（知的障害者福祉法第27条の3）に、その手続きや後見活動に係る費用等について補助を行う成年後見制度利用支援事業を実施してきたところである。本事業については、平成18年度より精神障害者を対象に加え、「障害者地域生活推進事業」（平成18年4月～9月）及び「地域生活支援事業」（平成18年10月～）において、引き続き実施することとしている。

本事業の過去3か年の実施状況を見ると、平成15年4月1日現在で551市町村（17.1%）、平成16年4月1日現在で616市町村（19.7%）、平成17年4月1日現在で600市町村（24.8%）となっているが、今後とも一層、成年後見制度利用促進のための広報・普及に努め、制度の利用に係る経費の助成について周知を図りたい。

②療育手帳により受けられるサービス内容の周知

療育手帳により旅客鉄道株式会社等の旅客運賃の割引等の援助措置を受けられることとされているが、都道府県等においては、療育手帳を交付する際に、知的障害者向けのサービス（都道府県等でそれぞれの実情に応じて行われるサービス内容を含む。）を記載した小冊子を配布する等、その周知徹底に努められたい。なお、小冊子等の作成に当たっては、文章にはふりがなを振り、わかりやすい表記で記載する等、サービス内容について理解しやすい工夫について特段の配慮をお願いしたい。